

ワンストップ特例申請書の記載と確認書類の添付について

① 申請書をご確認してください

●申請書上部太枠内の正誤をご確認ください。誤りがある場合は二重線で消し、正しい内容に訂正してください(申請書と添付書類の住所が同じになるようにしてください)

●個人番号の欄には、マイナンバーをご記入ください

② 添付書類を2枚ご準備してください

●個人番号確認書類

マイナンバーカード裏面、マイナンバー通知カード、マイナンバー記載の住民票

●本人確認書類

マイナンバーカード表面、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健、福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書

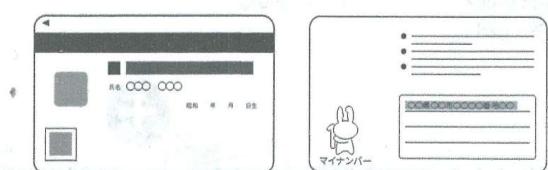
上記書類のコピーを申請書の貼付欄へ貼り付けてください

【ご注意】よくある書類不備

○添付書類の一部が切れている・印刷不明瞭



マイナンバーカードや免許証の氏名、生年月日部分が切れている



住所やマイナンバーの文字が潰れて確認できない。
マイナンバーが隠れている。

○住民票記載のマイナンバーが省略されている



住民票に記載の「マイナンバー（個人番号）」が省略されており、番号が確認できない。

<ワンストップ特例受付完了の通知について>

「ワンストップ特例受付完了通知」については、申請書を受付してからメールにて通知します。（メールアドレスが無い場合は書面により通知します）
ドメイン「@tax-furusato.jp」からのメールを受け取れるよう設定をお願いします。

令和 年寄附分 市町村民税 道府県民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書

※ 下の枠の中へ①ご住所 ②お名前 ③マイナンバー ④生年月日 ⑤ご連絡先をご記入ください

令和 年 月 日 青森県 三戸町長 殿	三戸町 整理番号	一	特定事業者 符番寄附番号	一
住 所 〔住民税が課税される住所〕			フリガナ	
			氏 名	
			個人番号	
電話番号			生年月日	

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方税法第37条の2（第314条の7）第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下「特例控除対象寄附金」という。）について、同法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

（注1） 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。

（注2） 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合に

は、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事

寄附年月日	寄附金額

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である

（注）地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

(1) 特例控除対象寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者

(2) 特例控除対象寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である

（注）地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う都道府県の知事又は市区町村もしくは特別区の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

重要

以下の①と②の書類はどちらも必ず必要です。どちらか一方のみ提出されるケースが多く見られます。書類の不備があるとワンストップ特例の適用を受けられなくなりますので、ご注意ください。

※なるべく重ならないよう、剥がれないように貼り付けしてください。

※このスペースに貼れない書類は、裏面に貼り付けてください。

①個人番号確認書類	②本人確認書類
<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード裏面 ※個人番号のある面 ---↓マイナンバーカードをお持ちでない方↓--- ・マイナンバー通知カード ・個人番号が記載された住民票 (※住民票は貼り付けずに同封してください) <p>上記いずれかのコピー</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード表面 ※顔写真のある面 ---↓マイナンバーカードをお持ちでない方↓--- ・運転免許証・パスポート・在留カード ・身体障害者手帳・特別永住者証明書 ・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳